

ス ー パ ー 定 期 < 単 利 型 >

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) < 単利型 > 愛称: スーパー定期
2. 販売対象	法人および個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、10年 ・ 期日指定方式 1か月超5年未満(上記定型方式を除く) ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<p>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 1円以上300万円未満、300万円以上の2段階の金額階層別金利設定をおこないます。 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)および満期日以後に分割して支払います。 ・ 預入期間2年のものに限り、中間利息定期預金(子定期)をすることもできます。 子定期……親定期と満期日を同一とするスーパー定期を作成します。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p>
7. 手数料	なし
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座に定期預金としてお預入れいただいた場合、総合口座貸越の担保となります。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。 ・ マル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 期間1か月以上3年未満でお預入れの場合</p>

- 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率
- ” 6か月以上1年未満の場合……約定利率×50%
- ” 1年以上3年未満の場合……約定利率×70%

期間3年以上4年未満でお預入れの場合

- 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率
- ” 6か月以上2年未満の場合……約定利率×20%
- ” 2年以上4年未満の場合……約定利率×50%

期間4年以上5年未満でお預入れの場合

- 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率
- ” 6か月以上2年未満の場合……約定利率×10%
- ” 2年以上3年未満の場合……約定利率×30%
- ” 3年以上5年未満の場合……約定利率×60%

期間5年でお預入れの場合

- 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率
- ” 6か月以上2年未満の場合……約定利率×10%
- ” 2年以上3年未満の場合……約定利率×20%
- ” 3年以上4年未満の場合……約定利率×40%
- ” 4年以上5年未満の場合……約定利率×70%

期間10年でお預入れの場合

- 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率
- ” 6か月以上2年未満の場合……約定利率×10%
- ” 2年以上3年未満の場合……約定利率×20%
- ” 3年以上4年未満の場合……約定利率×30%
- ” 4年以上5年未満の場合……約定利率×40%
- ” 5年以上6年未満の場合……約定利率×50%
- ” 6年以上7年未満の場合……約定利率×60%
- ” 7年以上8年未満の場合……約定利率×70%
- ” 8年以上9年未満の場合……約定利率×80%
- ” 9年以上10年未満の場合……約定利率×90%

前記 から において、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。
 (注) 中間払利息をお支払い済みのものを中途解約した場合、中途解約時点での
 お支払元利金合計額が、定期預金の元金金額以下となるケースがあります。
 これは中途解約時の支払利息とすでに支払い済みの中間払利息との差額を
 清算させていただくもので、元本割れではございません。

なる事項	<p>算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息については、個人の方は20%の分離課税、法人は総合課税の対象となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税（0.315%）が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となります。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

（平成29年5月8日現在）